

動物実験委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、至学館大学（大学院を含む。）及び至学館大学短期大学部（大学と短期大学部を併せて以下、「本学」という。）において実施する動物実験が倫理的な配慮の下に実施されるために、動物実験規程（以下、「規程」という。）第4条の規定に基づいて設置する動物実験委員会（以下、「委員会」という。）に関する事項を定めるものである。

(任 務)

第2条 委員会は、適正な動物実験の実施に関する次に掲げる事項について、審議又は調査を行うものとする。

- (1) 動物実験等に係る計画の審議に関すること。
- (2) 飼養保管施設及び実験室の設置等に係る審議に関すること。
- (3) 教育訓練の内容及び方法に関すること。
- (4) 動物実験等の実施状況等に係る自己点検評価に関すること。
- (5) その他動物実験等に関する重要事項。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (3) その他の学識経験を有する者 1名

② 前項各号の委員は、学長が選出し委嘱する。

③ 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

② 委員長は、学長が委嘱する。

(会 議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

② 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

③ 審査対象となる動物実験に参加する委員は、当該動物実験の審査に関与することはできない。

④ 委員会は、審査の内容に応じて、動物実験責任者及び研究分担者並びに当該研究領域の専門家に出席を求め、研究計画の内容等の説明及び意見を求めることができる。

⑤ 第2条第1項及び第2項に定める審査及び調査の報告は、第8条の規定による。

⑥ 第2条第3項から第5項に定める事項については、委員長は、委員会での審議結果を学長に報告し、学長の裁定を得なければならない。なお、学長は、報告を受けた審議結果を必要に応じて教授会に諮るものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。
(審査及び調査の報告)

第8条 第2条第1項の委員会の審査結果は、「動物実験審査結果報告書」(様式7)により、委員長が学長に報告する。

② 第2条第2項の委員会の調査結果は、「飼養保管施設設置承認申請書」(様式5)若しくは「実験室設置承認申請書」(様式6)の「委員会記入欄」に付記し、委員長が学長に報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て経営管理局情報センター室が処理する。
(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、委員会の議を経て学長がこれを定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改正又は廃止は、委員会及び教授会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成20年10月1日付けで制定し、同日より施行する。 (制 定)

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。 (目的の項の改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

(目的の項、組織及び任期(旧：組織の項)、会議の項(旧：申請の項)、委員以外の者の出席の項(旧：委員会以外の者の出席の項)、守秘義務の項、審査及び調査の報告の項(旧：審査報告の項)、補則の項、規程の改廃の項の改正。研究計画の可否等の決定の項、研究計画の中止・終了の項の削除)